

運輸安全マネジメントに関する取組みについて



 三重交通株式会社

2025年6月

運輸安全マネジメントに関する取組みについて

三重交通株式会社

I. 令和6年度輸送の安全に関する方針

○ 方針（社長方針）

1. 「無事故は使命」
2. 「思いやりとプロの自覚」

○ 取組み事項

1. 重大事故の絶無 …… 高速道路・転落事故・積雪凍結路での事故をはじめ、社会的影響を及ぼす事故の絶無
2. 三事故の絶無 …… 追突事故・発車時の事故・扉事故の絶無を目指す
3. 当社責任による苦情と運行ミスの絶無
4. 具体的な数値目標 …… 重大事故並びに三事故 0 件

II. 令和6年度取組みについて（令和6年4月～令和7年3月）

1. 輸送の安全に関する目標及び達成状況

- (1) 令和6年度 有責事故総件数 …… 128 件（前期比+8 件：+6.7%）
- (2) 令和6年度 三事故の発生件数及び内訳

	内 訳			合 計
	追突事故	発車時の車内事故	扉事故	
件 数	3 件	4 件	1 件	8 件
前期比	±0 件	+2 件	▲2 件	±0 件

※ 三事故とは「追突事故、発車時の車内事故、扉事故」で自らの注意で防ぐことのできる事故であり、発生皆無に向けて取組んできましたが、目標は達成できませんでした。

- (3) 高速道路での事故、転落事故、積雪凍結路でのスリップ事故 …… 0 件（前期も皆無）

※ 重大事故の絶無に取組み、本年度においても皆無でした。

2. 自動車事故報告規則第2条に定める事故報告件数及び種類（管理受託事業は除く）

令和6年度 報告件数及び事故の種類

	事故の種類					合 計
	衝突事故	車内事故	健康起因	車両故障	その他	
件 数	0 件	0 件	0 件	1 件	0 件	1 件
前期比	±0 件	▲1 件	±0 件	±0 件	±0 件	▲1 件

※ 令和6年度、行政処分はございませんでした。

3. 輸送の安全に関する取組み

(1) 安全性の向上に向け、PDCAサイクルを活用した「安全輸送とサービス向上運動」の実施

当社は、事故防止とサービス向上のために、年4回の「安全輸送とサービス向上運動」を実施しております。

PLAN（計画）

安全対策の策定と決定

- ・事故防止対策委員会
- ・区長、事業所長会議
- ・その他（関係会議）

ACTION（改善）

次回運動への反映

- ・事故の分析
- ・改善策の策定



DO（実行）

年4回 運動を実施

- ・「安全輸送とサービス向上運動」
- ・社長、安全統括管理者の職場巡視

CHECK（評価）

運動の成果・取組みの確認

- ・添乗、立合い、巡回等
- ・運動の無事故表彰
- ・内部監査、業務点検

(2) 情報の共有及び報告・伝達のための会議体

P：計画

会議体	内 容	開催回数
事故防止対策委員会 (社内及びグループ運輸 会社管理者で構成)	・事故防止と接客向上に向け基本方針と重点施策の策定と決定	年4回
	・事故事案の原因分析及び再発防止策の検討と周知	年1回
区長・事業所長会議 (統括運行管理者)	・前年度の総括と本年度の取組みを周知	年4回
	・事故防止対策委員会での決定事項に基づき、具体的な取組みを策定し、各営業所運行管理者への取組みの周知（定例会議）	—
常務役員会	・緊急を要する事案に対して必要に応じて開催し、再発防止策の指示の周知（臨時開催）	—
所長会議	・事故の発生状況、安全対策、運動の実施結果等の報告	月2回
整備担当者会議 (整備管理者)	・営業所から輸送の安全に対する取組み及び課題報告（定例会議）	年4回
乗務員講習会	・保安基準など法令の周知と故障事例による社内整備基準の見直しと再発防止策の策定及び周知	年4回
	・各営業所において事故事案防止に向けて具体的な取組みの周知	年4回
	・緊急時など、必要に応じて対策と再発防止への取組みの周知	適 時

【 事故防止対策委員会 】



【 区長・事業所長会議 】



【 乗務員講習会 】



(3)「安全輸送とサービス向上運動」の実施（受託営業所を含め全営業所で128日間実施）

D：実行

- ① 事故防止と接客向上を目指して、年4回「安全輸送とサービス向上運動」を実施しました。

運動名	期 間	日数	社長表彰
春の安全輸送とサービス向上運動	4月2日 ～ 5月6日	35日間	9営業所、2グループ会社
夏の安全輸送とサービス向上運動	7月21日 ～ 8月20日	31日間	10営業所、2グループ会社
秋の安全輸送とサービス向上運動	10月6日 ～ 11月5日	31日間	8営業所、2グループ会社
年末年始の安全輸送とサービス向上運動	12月21日 ～ 1月20日	31日間	10営業所、2グループ会社

- ② 会社トップによる職場巡視の実施

職場巡視者	内容・巡視時期
取締役社長	・「夏と年末年始の安全輸送とサービス向上運動」に向けて、7月から8月と12月に全営業所に対して職場巡視とともに乗務員代表者との懇談会を実施
安全統括管理者	・社長職場巡視に同行するほか、「春と秋の安全輸送とサービス向上運動」に向けて、4月と9月から10月に全営業所に対して職場巡視を実施

【社長による職場巡視】



【安全統括管理者による職場巡視】



(4) 運動の成果・取組みの確認

C：評価

- ① 年4回の運動終了後の無事故表彰を実施

年4回の「安全輸送とサービス向上運動」終了後、有責事故速報事案の皆無営業所に対して、社長表彰を行い、運動の取組み結果を検証し、次回の運動に向け改善を図りました。

【社長による無事故表彰】



- ② 本社管理部門による早朝立合いの実施

年4回の「安全輸送とサービス向上運動」の初日と最終日に安全統括管理者及び本社管理部門による営業所（受託営業所を含む）への早朝立合いを実施し、運動の取組状況及び始業点呼にて適切な指示がされているかの確認を行い、必要に応じて助言と指導を実施しました。（11営業所・2事業所・2グループ会社において運動毎延べ88回実施）

【本社管理部門による早朝立合い】



- ③ 本社管理部門による運行管理業務点検の実施

年3回（内1回は自主点検）本社管理部門による運行管理業務点検を実施し、運行管理業務が適切に遂行され、運動の取組みや事故防止に向けた取組みを確認いたしました。

（11営業所・2事業所・2グループ会社に実施）

(5) 次回運動への反映 **A:改善**

各運動終了後に取組み内容の分析を行い、改善が必要な場合は次回の運動に反映させるとともに、年間を通した総括を行い、次年度の取組みに反映しました。

(6) 法令遵守に向けた取組みの実施

項 目	取 組 内 容
「無事故・無違反チャレンジ123」への参加 (社員 1,707 名)	チャレンジ実行委員会が主催する 123 日間の無事故・無違反に参加した全社員の運転記録証明を取得し、1 年間の交通事故及び交通違反の有無の確認を行い、安全意識の向上を図りました。
飲酒運転の防止並びに 運転免許証有効期限 切れ防止への取組み	始業点呼、中間点呼、終業点呼時において、運転免許証有効期限確認運動型アルコール検知器による飲酒チェックと点呼執行者（運行管理者）の目視確認とともに、飲酒運転の未然防止として出社前に乗務員に貸与している高性能携帯用アルコール検知器の活用により飲酒に対する意識の向上を図りました。
その他の取組み	年 4 回の運動の際、道路交通法第 38 条横断歩道等における歩行者等の優先（ACTION38）を継続するとともに飲酒運転を含めた法令を遵守するよう「社員みなさんへ」を発出し、意識の向上を図りました。

(7) 運転適性診断の実施

種 類	一般診断	初任診断	適齢診断	特定Ⅰ・Ⅱ	受診者数 合 計
対 象	3 年に一度 受診	新たな雇用者	高齢運転者 (65 歳以上)	事故惹起者等	
人 数	276 名	81 名	75 名	12 名	444 名

(8) 危機管理ならびにリスク管理

項 目	実 施 状 況
緊急時対応マニュアルの再確認	年 4 回の乗務員講習会において、緊急時対応マニュアル（テロ・バスジャック対応、大規模地震発生時の対応、バス運行時の緊急対応、異常気象時の運行等）を再確認し、意識向上を図りました。
緊急地震速報受信訓練及び安否確認訓練の実施	緊急地震速報が配信された際、営業所及び車両搭載端末の作動状況と受信エリアの確認を行うとともに、安否コールによる安否確認訓練を実施し、管理者及び乗務員の意識の高揚を図る訓練を実施しました。
大規模地震発生時の対応訓練の実施	大規模地震の発生を想定した災害対策本部を立上げ、報告連絡体制の確認と安否確認及び運行再開に向けた訓練を実施しました。 また、緊急消防援助隊中部ブロック合同訓練において、多重事故救出訓練に参加し、意識の高揚を図る訓練を実施しました。
テロ対策訓練等の実施	テロ対策三重パートナーシップ推進会議に参画しており、有事に備え 7 月と 12 月のテロ対策合同訓練に参加し、意識向上を図りました。
車両火災発生時の対応訓練の実施	各営業所において、車両火災等を想定した消火訓練及び車両からの緊急脱出訓練等を実施しました。
救急救命訓練の実施	各営業所において、消防関係機関の指導による A E D 等を使用した救急救命及び緊急時対応訓練を実施しました。

【災害対策本部立上げ訓練】



【多重事故救出訓練】



【救急救命訓練】



(9) 健康管理等の対策

項 目	実 施 状 況
定期健康診断（法定）	全乗務員が定期健康診断を受診し、診断結果の把握とともに、必要に応じて再検査等の受診指導を行いました。
脳ドック及び心臓疾患スクリーニング検査	60・65・70歳に達する乗務員 87 名が脳ドック、心臓疾患スクリーニング検査（血液検査・尿中アルブミン検査・心臓超音波検査）及び眼底・眼圧検査を受診し、乗務可能であることを確認しております。
睡眠時無呼吸症候群（SAS）検査	新たに運転士登用した 30 名を含む 379 名に対して、スクリーニング検査を実施し、検査結果をもとに受診指導を行い、乗務可能であることを確認しております。（乗務員は 3 年毎に検査を実施）
保健師による個別健康相談指導	健康保険組合の健康相談計画に基づき、保健師が営業所に出向き個別に健康指導を実施しました。（411 名に実施）
健康調査票の活用	年 4 回、乗務員自らが健康調査票に自身の健康状態を記入し、その内容を営業所管理者が把握し、日常の健康管理に活用しております。 （3 月・6 月・9 月・12 月に実施）
日常の健康管理（感染症予防の継続含む）	乗務員の出勤時と終業時に検温を実施することで発熱のないことを確認するとともに、日々の点呼において健康状態の聞き取りを行い、健康状態の把握に努め、継続した感染症予防を実施しております。
ストレスチェック	11 月～12 月に全社員に対してストレスチェックを実施しました。

4. 安全教育及び研修の実施

(1) 運行管理者教育の実施

① 社内研修

研修名	対 象	内 容
統括運行管理者研修	区長・事業所長 （グループ会社含む 14 名）	バス事業の現状、健康管理に対する知識の向上及び運行統括管理者に求められる役割について（4 月） 外部機関にて事案発生時の初動対応と運転シミュレータ等により安全運転基本チェックを行い、輸送の安全確保に向けた研修を実施しました。（11 月）
運行管理者研修	運行主任 （グループ会社含む 57 名）	過去の重大事故の振り返り、ハラスメント、クレーム対応及び健康管理について経験年数別に 5 班に分けて社内教育を実施しました。（9 月～11 月に実施）
初任運行管理者研修	新たに運行主任に登用した管理者 （グループ会社含む 3 名）	運行管理者としての役割や心構え、運行業務・労務管理の基礎知識及び日常業務について、社内教育を実施しました。（12 月）
事事故案研究会	区長・事業所長 （グループ会社含む 14 名）	お客様からのご意見についての検証と再発防止策、違法薬物乱用に対する知識の向上を図る研究会を実施しました。（12 月）

【 統括運行管理者研修 】



【 事事故案研究会 】



② 社外研修

研修名	開催月	主 催	受講・参加者
運行管理者一般講習	開催時	独立行政法人 自動車事故対策機構	運行管理者 55 名、運行管理補助者 17 名が 受講 (受託営業所並びにグループ会社含む)
上期安全セミナー バス事業者に求められる 労務管理セミナー	7 月	公益社団法人 愛知県・岐阜県・ 三重県バス協会	本社管理部門より 1 名が受講
安全マネジメントセミナー	10 月	独立行政法人 自動車事故対策機構	本社管理部門より 1 名が受講
J A L 安全啓発センター 視察研修	8. 9. 10 月	日本航空株式会社	本社管理部門並びに 6 営業所・2 事業所・ 2 グループ会社の管理者、研修所指導員、関 係部署の計 20 名が受講 (受託営業所含む)
運輸事業の安全に関する シンポジウム 2024	11 月	国土交通省	本社管理部門より 1 名が web 受講
公共交通事故被害者等 支援フォーラム	11 月	国土交通省 中部運輸局	本社管理部門より 2 名が web 参加
自動車事故防止対策 セミナー2024	11 月	国土交通省 中部運輸局	本社管理部門並びに 10 営業所・2 事業所・ 2 グループ会社の管理者の計 23 名が受講
安統管フォーラム 2024	1 月	国土交通省	本社管理部門より 2 名が参加
下期安全セミナー 安全運転習慣指導の ポイント	1 月	公益社団法人 愛知県・岐阜県・ 三重県バス協会	本社管理部門より 1 名が受講

(2) 乗務員教育の実施

① 社内教育・研修の実施

ア. 養成教習

教習名	対象者	内 容
運転士養成教習	新規採用者 (55 名) 社内登用者 (14 名)	・ 自社研修所にて座学、実技教習等を実施 (約 2 ヶ月) ・ 各営業所へ配属後に路線見習い及び営業運転教育
ガイド養成教習	新規採用者 (3 名)	・ 自社研修所にてガイド業務の基礎教育 ・ 貸切バスでのコース見学及び実技教習

イ. キャリアアップ養成教習

教習名	対象者	内 容
長距離高速路線 バス運転士養成教習	長距離高速路線バス乗務 に向けた運転士 (3 名)	・ 長距離高速線 (夜行バス) においては、2 日間の夜間 走行を含む座学 5 時間・実技 10 時間以上の教習を 実施
中距離高速路線 バス運転士養成教習	中距離高速路線バス乗務 に向けた運転士 (13 名)	・ 中距離高速線においては、各営業所で座学及び実技 教習を実施 (1～5 日間)
貸切バス運転士 養成教習	貸切バス乗務に向けた 運転士 (9 名)	・ 座学 2 日間 10 時間以上 ・ 実技 4～7 日間、1 名あたり 20 時間以上実施 ・ 高速道路・山間部・市街地での走行教習
連節バス運転士 養成教習	連節バス乗務に向けた 運転士 (5 名)	・ 座学及び場内、路上走行教習を実施 ・ 実技 10 日間、1 名あたり 20 時間以上実施
社外研修機関による 研修	対象運転士 (営業所推薦) (3 名)	・ 自動車安全運転センター安全運転中央研修所 (3 日間)

【 運転士養成教習（チェーン教習）】



【 連節バス運転士養成教習 】



ウ. 階層別研修・教習

研修・教習名	対象者	内 容
新人担当 指導運転士教習	運行管理者及び 指導運転士 (63 名)	・ 経験 1 年未満の運転士事案について ・ 規律と身だしなみ ・ 研修所で指導している基本教習と基本運転行動
運転経験 1 年未満 運転士フォロー アップ研修	運転経験 1 年未満運転士 (54 名)	・ 座学及び実技、面談を実施 ・ 運転技量の確認 ・ 事故事案及びヒヤリハット事例の原因分析と防止策
認知症対応力向上 研修	主事運転士 (46 名)	・ 認知症の特徴、症状、対応及び認知症サポーターの役割についての理解を深める研修の実施
階層別ガイド教習	階層別対象ガイド (23 名)	・ 座学によるスキルアップ教習 ・ 階層別に各方面のコース教習

エ. 再教育

教習名	対象者	内 容
事故・苦情惹起者 再教習	対象運転士 (24 名)	・ 事案に応じ、実技等の再教育を実施 ・ 個人面談及び適性診断 (特定 I・II を含む) の実施
運転士補習教習	疾病他の理由による非乗務 運転士 (25 名)	・ 非乗務の内容に応じ、適性検査及び実技教習を実施
高齢運転士教習	満 60・65・68・70 歳到達 運転士 (94 名)	・ 適性検査及び個人面談と運転技量確認の実技教習を実施 (1 日間)

② 安全運転研修車による研修の実施

新人運転士の初期研修及び運転経験 1 年未満運転士フォローアップ研修において、運転中の運転行動が確認できるカメラや消費燃料計の装備により運転技能の向上と環境保全への取組みとともに、バリアフリー研修や死角及び車両間隔と感覚の確認に活用しております。

【 バリアフリー研修】



【 死角・車両間隔・感覚確認 】



③ 営業所体験（運転士養成研修）の実施

運転士養成研修中の運転士に対して、配属予定先である路線の特性並びに危険箇所などの把握及び新人運転士が現場配属時、円滑に勤務が遂行できるよう営業所体験（1日）を実施しております。

④ 専任添乗指導員による添乗指導の実施

営業運転中の運転士に対して、専任添乗指導員が添乗を行い、運転行動とお客様への対応を確認しその場での指導とその評価を営業所管理者に伝え未然の事故事案防止に取り組むとともに、月1回の本社管理部門との会議により情報を共有し、事故防止と接遇向上を図っています。（年間1,290件）

⑤ モニターによる指示・周知事項の「見える化」

各営業所において、点呼の際に管理者と乗務員の双方が確認できる場所にモニターを設置し、指示周知事項を「見える化」により共有することで事故事案の抑制に取り組んでいます。

（3）その他の安全に関する取組み

① 貸切安全性評価認定

貸切バスの安全性の向上に対して取組み、日本バス協会より令和3年12月に制度開始後10年間認定を継続し、評価認定長期継続優良事業者の表彰を受け、三ツ星を継続しております。

② グリーン経営認証

環境保全に向け、全社で環境改善に取組み、当社では乗合並びに貸切バスの全事業所で認証をいただき、環境保全の推進に努めております。

③ 健康経営優良法人2025

当社では、「喫煙率の低減」、「生活習慣（運動・食事等）の改善」、「ヘルスリテラシーの向上」、「コミュニケーションの促進」、「感染症の予防」を健康課題と捉え、健康投資を行っています。

【 安全性評価認定 三ツ星 】



【 グリーン経営認証 】



【 健康経営優良法人2025 】



5. 内部監査及び運行管理業務監査の実施

（1）本社管理部門に対する内部監査の実施

本社監査部長をはじめ監査部担当者が内部監査規程に基づき、3月に社長、安全統括管理者、運転保安部長、整備営業部長に対してインタビューを実施し、輸送の安全への取組みの遂行状況を確認しました。

（2）営業所に対する内部監査の実施

適正な運行管理業務を図るため、監査部が主管となり監査部が指名した本社運転保安部社員とともに受託営業所並びにグループ会社を含めた全営業所に対して、輸送の安全に対する取組み状況について運行管理業務に関する監査を実施し、適切に遂行されているかを確認しました。

（1月～2月に実施）

（3）運行管理業務点検の実施

本社運転保安部が主管となり、運行管理業務が適切に遂行されているか受託営業所並びにグループ会社を含めた全営業所に対して、運行管理業務点検を年3回実施し、業務改善とともに助言しました。（第1回5月・6月、第2回11月・12月、第3回12月・1月は自主点検で年3回の実施）

6. 輸送の安全に関する投資実績（令和6年4月～令和7年3月）

（1）安全に関する投資

（単位：千円）

対 象	項 目	投資額
教育指導	・添乗指導に係る費用（専任添乗員3名、添乗回数1290件）	7,321
健康管理	・睡眠時無呼吸症候群（SAS）検査費用（379名）	5,444
	・脳ドック及び心疾患の検査費用（87名）	
法令遵守	・個人用貸与（高性能）アルコール検知器の代替（40名）	8,446
	・運転記録証明書の取得（1707名）	
	・違法薬物検査の実施（2277名）	
車 両	・LTE（高速通信サービス）通信費用	4,306
その他	・緊急地震速報・気象情報受信に係る費用	17,627
	・偏光サングラスの導入（自家用営業部含む778本）	
合 計		43,144

（2）バリアフリーに対応する車両投資

（単位：千円）

乗合ノンステップ車両への代替 15両（EV1両含む）	404,360
----------------------------	---------

Ⅲ. 令和7年度の取組みについて（令和7年4月～令和8年3月）

令和6年度の取組み内容を総括・分析した結果、令和7年度においても更なる安全性の向上を目指し、継続して取組みます。

1. 令和7年度 輸送の安全に関する方針

○ 方針（社長方針）

1. 「無事故は使命」

2. 「思いやりとプロの自覚」

※前年度の方針を継承し、輸送の安全確保に引き続き努めます。

2. 令和7年度 輸送の安全に関する目標

- (1) 重大事故の絶無 …… 高速道路での事故、転落事故、積雪凍結路での事故をはじめ、社会的影響を及ぼす事故の絶無
- (2) 三事故の絶無 …… 追突事故・発車時の事故・扉事故の絶無を目指す
- (3) 当社責任による苦情と運行ミスの絶無
- (4) 具体的な数値目標 …… 重大事故並びに三事故0件

3. 令和7年度 輸送の安全に関する重点施策

- (1) 法令・規則の遵守ならびに不祥事の絶無に向けた取組みを強化する。
- (2) 基本運転の徹底と防衛運転の励行による事故防止に向けた取組みを強化する。
- (3) 健康起因による事故防止に向けた取組みを強化する。
- (4) 自然災害による防災対応の周知徹底に向けた取組みを強化する。
- (5) 接客、接遇の向上に向けた取組みを強化する。
- (6) 運転士の運転技量向上と安全に対する意識の向上を図る。
- (7) 運行管理者の育成と運行管理体制の見直しを図る。
- (8) 環境対策への配慮としてアイドリングストップとエコ運転を実践する。

4. 輸送の安全に関しての取組み P:計画

(1) 事故防止対策委員会の開催（7月、9月、12月、3月）

安全統括管理者を委員長とした社内及び各営業所長、グループ運輸会社管理者から構成される事故防止対策委員会を開催し、「安全輸送とサービス向上運動」への取組みを決定します。

(2) 総括事故防止対策委員会の開催（5月）

5月に開催の事故防止対策委員会において、前年度の総括とともに新年度の取組みと目標を再度、周知します。

(3) 臨時事故防止対策委員会の開催

緊急性が高い社内外の事案において、必要に応じて開催します。

(4) 輸送に関する投資計画

① 安全に関する投資計画

(単位：千円)

対 象	項 目	投資額
教育指導	・添乗指導に係る費用（専任添乗員 3 名、添乗回数 1200 件）	7,041
健康管理	・睡眠時無呼吸症候群（SAS）検査の実施（442 名）	8,585
	・脳ドック及び心臓疾患スクリーニング検査の実施（70 名）	
	・脱帽の任意着用に向けた車内マイクの代替え（熱中症対策）	
法令遵守	・個人用貸与アルコール検知器の代替（67 名）	8,643
	・運転記録証明書の取得（1700 名）	
	・違法薬物検査の実施（2259 名）	
その他	・緊急地震速報及び気象情報受信に係る費用	2,699
	・偏光サングラスの追加購入	
合 計		26,968

② バリアフリーに対応する車両投資

(単位：千円)

乗合ノンステップ車両への代替計画 14 両	375,257
-----------------------	---------

(5) 輸送の安全に関する教育及び研修

① 運行管理者に対する教育及び研修の実施

- ・運行管理者の社内研修実施（統括運行管理者、運行管理者、初任運行管理者）
- ・自動車事故対策機構及び講習認定機関による運行管理者一般講習並びに基礎講習の受講
- ・外部講師による統括運行管理者及び運行管理者研修の実施

② 乗務員に対する教育及び研修の実施

- ・新規採用及び社内登用運転士の初期教育の実施
- ・階層別研修の実施
 - ア. 運転経験 1 年未満運転士フォローアップ研修の実施
 - イ. 主事運転士研修の実施
 - ウ. 貸切運転士研修の実施（経験別研修）
 - エ. 高齢運転士など必要に応じた実技研修の実施
- ・運転士キャリアアップ教習の実施
 - ア. 高速路線バス乗務資格教習（中距離・長距離高速線乗務資格）
 - イ. 大型貸切バス乗務資格教習
 - ウ. 雪上走行訓練（スキーバス等の乗務資格）
 - エ. 新人運転士指導担当運転士教習
- ・新規採用、中間採用ガイド基礎教育及び階層別ガイド教習の実施
- ・事故、苦情等惹起者の再教育
- ・疾病及びその他の理由による連続 15 日以上非乗務者の補習教習
- ・社外研修機関を利用した研修の実施
- ・運転士登用及び再雇用時の運転適性検査の実施
- ・専任添乗指導員による添乗指導の実施
- ・事故事案及びヒヤリハット情報などドライブレコーダーを活用した研修の実施
- ・自動車事故対策機構及び適性診断認定機関による運転適性診断の実施（一般・適齢・特定・初任診断）

③ 高齢運転士に対する安全対策

- ・60、65、70 歳に達する運転士に対して、脳ドック及び心臓疾患スクリーニング検査、眼底検査の実施

- ④ 睡眠時無呼吸症候群（SAS）の対策
 - ・新規採用者を含む全乗務員に対してスクリーニング検査の実施（3年毎の実施）
 - ・スクリーニング検査に基づく受診指導並びに有所見者に対して治療継続の確認と指導の実施
- ⑤ 危機管理並びにリスク管理体制の強化
 - ・運輸防災マネジメントへの取り組み
 - ・テロ・バスジャック、大規模地震などの各種緊急対応マニュアルの継続的な見直しと周知
 - ・実効性を確認するため、緊急地震速報受信訓練など各種緊急時の訓練の実施
 - ・事業継続計画（BCP）の活用
- ⑥ 運輸安全マネジメント研修の受講
 - ・安全意識の向上のため、国土交通省及び自動車事故対策機構が主催する運輸安全マネジメントの研修に本社管理部門並びに現業管理部門が積極的に参加します。

5. 輸送の安全に関する取り組み事項 D: 実行

- (1) 区長・事業所長（統括運行管理者）会議の開催（7月、9月、12月、3月）

事故防止対策委員会で決定した取り組み事項について、年4回の統括運行管理者会議において取り組みを周知するとともに、緊急時または重大事案発生等、必要のある場合には臨時開催し、各運行管理者並びに乗務員への周知を図ります。
- (2) 整備担当者（管理者）会議

年4回以上の整備担当者会議において、保安基準など法令の周知と故障事例による社内整備基準の見直しとともに、再発防止策を策定し、路上故障の皆無に向けて現場整備士への周知を図ります。
- (3) 乗務員講習会の実施

年4回の「安全輸送とサービス向上運動」にあわせて、全乗務員を対象に事故防止と接客向上に向けた講習会を実施するとともに、早急に取り組むべき事案に対しては、緊急の乗務員講習会を実施します。
（各営業所において営業所長及び運行管理者が実施）
- (4) 年4回の「安全輸送とサービス向上運動」の実施
 - ① 春の安全輸送とサービス向上運動 …… 令和7年 4月 2日 ～ 5月 6日（35日間）
 - ② 夏の安全輸送とサービス向上運動 …… 令和7年 7月 21日 ～ 8月 20日（31日間）
 - ③ 秋の安全輸送とサービス向上運動 …… 令和7年 10月 6日 ～ 11月 5日（31日間）
 - ④ 年末年始の安全輸送とサービス向上運動 … 令和7年 12月 21日 ～ 令和8年 1月 20日（31日間）
- (5) 会社トップ並びに安全統括管理者による職場巡視の実施

社長並びに安全統括管理者による職場巡視を実施し、取り組み状況の確認と課題を把握するとともに、安全意識醸成のため、現場管理者と乗務員代表者との意見交換によりコミュニケーションを図り、意思の疎通と安全意識の向上を図ります。
- (6) 本社管理部門による早朝立合いの実施

年4回の「安全輸送とサービス向上運動」の初日と最終日に、安全統括管理者含め本社管理部門による営業所早朝立合いを実施し、運動の取組状況及び始業点呼にて適切な指示がされているかを確認するとともに、必要に応じて助言、指導を実施します。（全営業所において年間8回実施予定）
- (7) 運行管理の徹底
 - ① 運行管理者による厳正な点呼の執行と録音録画による記録の保存
 - ② 改善基準告示に基づいた適正な運行計画の実施
 - ③ 乗務員の運転技量の把握と向上に向けた指導
 - ④ 乗務員の健康状態の把握と有所見者に対する受診指導
 - ⑤ ドライブレコーダー、デジタルタコグラフ及び乗務員への聞き取りによるヒヤリハット情報の有効活用

(8) 整備管理の徹底

- ① 整備基準の遵守と実行
- ② 予防整備の実施による類似故障発生の防止に向けた指導
- ③ 作業環境の改善による作業効率の向上
- ④ 作業安全確保による労働災害の絶無に向けた指導

(9) バス停留所の安全性確保対策

関係先（運輸局、市町村、警察、道路管理者等）と協議を行い、速やかな移設とともに停留所への注意喚起看板の設置やバス車内へのポスターの掲出及び音声案内を実施します。

(10) 法令遵守の徹底

- ① 違法薬物所持・使用防止に対する社員教育を徹底します。
- ② 社員の運転記録証明書を取得し、交通事故・交通違反の有無及び運転免許証の有効期限切れの確認を行い、交通事業従事者としての安全意識の向上を図ります。
- ③ 始業、終業点呼時にアルコール検知器連動型免許証確認システムの活用とともに、点呼執行者（運行管理者）による目視確認により飲酒運転並びに免許証有効期限切れ、免許証不携帯の絶無に取組みます。

6. 取組み確認 **C:チェック**

輸送の安全に対する取組み確認並びに更なる改善に向けた助言の実施

(1) 各運動期間の評価

運動期間中の事故事案件数などを鑑みて、優良営業所に対して社長表彰を実施します。

(2) 内部監査及び運行管理業務点検

- ① 経営トップ並びに本社管理部門に対するインタビューの実施
 - ・実施者：本社監査部長並びに監査部社員
 - ・対象者：社長、安全統括管理者、運転保安部長、整備営業部長
 - ・実施時期：令和8年1～3月予定
- ② 営業所に対する内部監査の実施
 - ・実施者：本社監査部長、監査部社員、運転保安部社員
 - ・対象：全営業所（受託営業所並びに各グループ会社含む）
 - ・実施期間：令和8年1～2月予定
- ③ 営業所に対する運行管理業務点検の実施
 - ・実施者：運転保安部長並びに運転保安部社員
 - ・対象：全営業所（受託営業所並びに各グループ会社含む）
 - ・実施時期：令和7年6月（第1回）、8～9月（第2回）、12月（第3回：自主点検）予定

7. 輸送の安全確保に向けた取組み **A:改善**

各運動終了後に取組み内容の分析を行い、改善が必要な場合は次回の運動に反映させるとともに、年間を通した総括を行い、次年度の取組みに反映します。

8. 安全統括管理者及び安全管理規程

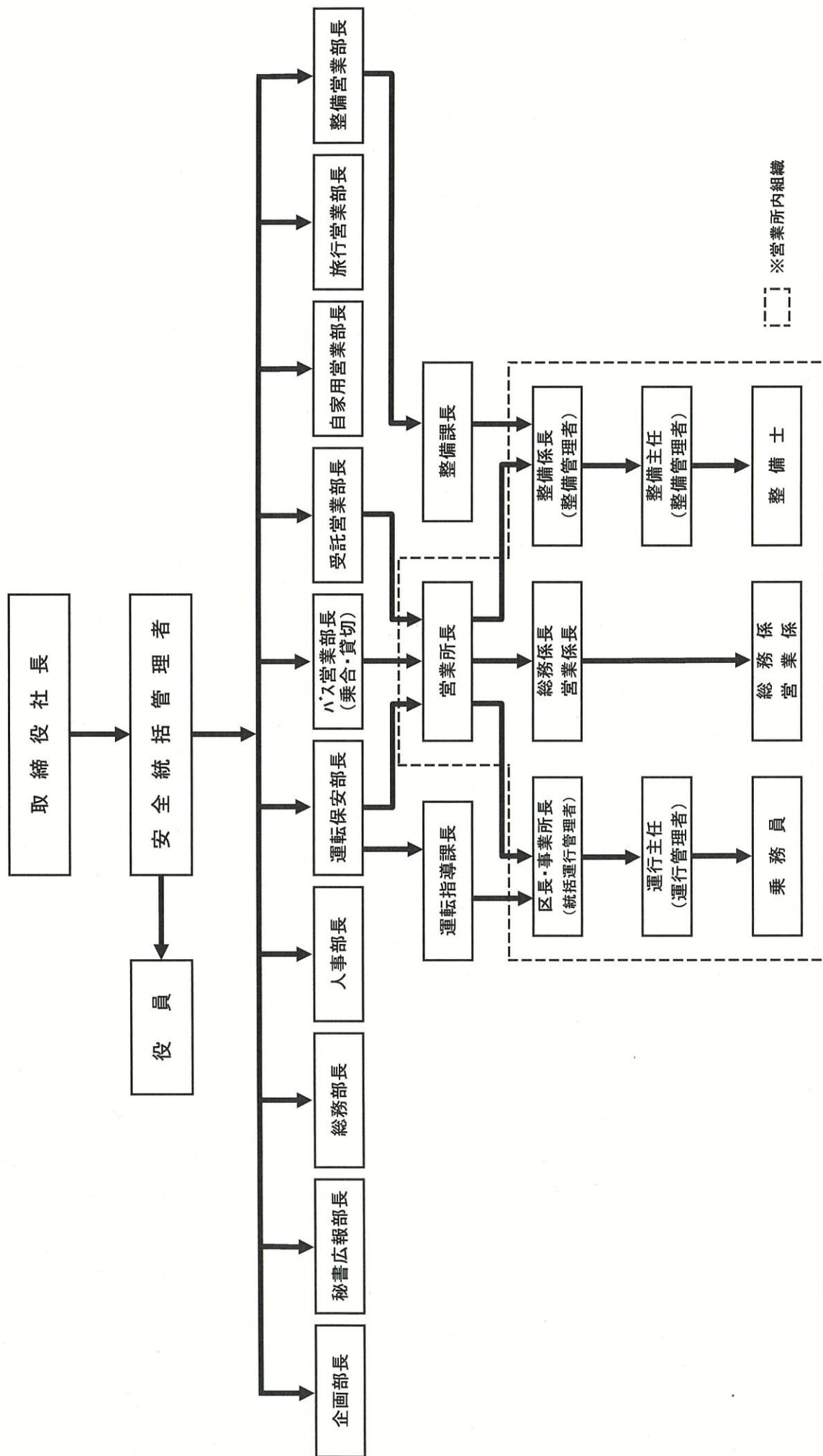
安全統括管理者 …………… 常務取締役 乾 一彦
安全管理規程 …………… 令和3年6月に改正

9. 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統

- (1) 輸送の安全に関する指示・系統図 …………… 別紙1
- (2) 事故・事件・災害発生時の報告系統図 …………… 別紙2

以上

輸送の安全に関する指示・系統図（別紙1）



事故・事件・災害発生時の報告系統図（別紙2）

